
平成31年 第93回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 6 日）

平成31年 3 月22日（金曜日）

議事日程（第 6 号）

平成31年 3 月22日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第31号 平成31年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 3 議案第32号 平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 4 議案第33号 平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 5 議案第34号 平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 6 議案第35号 平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 7 議案第36号 平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 8 議案第37号 平成31年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第 9 議案第38号 平成31年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第39号 平成31年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第40号 平成31年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第41号 平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第42号 町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第43号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第15 議案第20号 教育長の任命同意について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第31号 平成31年度新温泉町一般会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第3 議案第32号 平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第4 議案第33号 平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第34号 平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第6 議案第35号 平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第7 議案第36号 平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第8 議案第37号 平成31年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第9 議案第38号 平成31年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第10 議案第39号 平成31年度新温泉町水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第11 議案第40号 平成31年度新温泉町下水道事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第12 議案第41号 平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）
- 日程第13 議案第42号 町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第43号 平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第15 議案第20号 教育長の任命同意について
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 池 田 宜 広君 | 2 番 太 田 昭 宏君 |
| 3 番 岩 本 修 作君 | 4 番 阪 本 晴 良君 |
| 5 番 森 田 善 幸君 | 6 番 中 井 次 郎君 |
| 7 番 重 本 静 男君 | 8 番 小 林 俊 之君 |
| 9 番 谷 口 功君 | 10番 宮 本 泰 男君 |

11番 河越忠志君
13番 平澤剛太君
15番 中村茂君

12番 浜田直子君
14番 竹内敬一郎君
16番 中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	田中孝幸君
温泉総合支所長	太田信明君	牧場公園園長	池内俊久君
総務課長	仲村秀幸君	企画課長	井上弘君
税務課長	長谷阪治君	町民課長	谷田善明君
健康福祉課長	森本彰人君	商工観光課長	岩垣廣一君
農林水産課長	松岡清和君	建設課長	山本輝之君
上下水道課長	北村誠君	町参事	土江克彦君
浜坂病院事務長	吉野松樹君	会計管理者	中村光春君
こども教育課長	西村徹君	生涯教育課長	川夏晴夫君
調整担当	小谷豊君	代表監査委員	川崎雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第93回新温泉町議会定例会6日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、予算特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成31年度一般会計及び特別会計・公営企業会計予算並びに教育長の人事案件を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。

定例会第6日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中は予算特別委員会におきまして、慎重審議を賜るとともに、貴重な御意見をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の定例会は、平成31年度の一般会計、特別会計・公営企業会計予算について、さらに人事案1件、追加議案として事件案1件、補正予算案1件について御審議をお願いいたしたく存じます。議員各位におかれましては慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第93回新温泉町議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。去る3月12日の会議以来、それぞれの会合に出席しておりますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、議会運営委員会が3月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。内容の点につきましては、閉会中の審査、調査の申し出でございます。全員一致で申し出を行うことにいたしました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 御苦労さまでした。

以上をもって諸報告を終わります。

日程第2 議案第31号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第31号、平成31年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田委員長。

○予算特別委員会委員長（池田 宜広君） 予算特別委員会の審査結果を報告をいたします。

当委員会に付託をされました議案第31号、平成31年度新温泉町一般会計予算については、3月14日に予算説明を受けた後、15日、18日、19日の委員会において審査を行いました。審査の過程については、議長を除く15名の議員で構成する委員会でございますので、詳細については省略し、審査結果のみを報告をいたします。

議案第31号、平成31年度新温泉町一般会計予算については、採決の結果、賛成多

数により可決すべきものと決定をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対討論の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 平成31年度新温泉町一般会計予算について反対の討論を行います。

本予算は、合併後最大規模の予算となっています。主な投資事業のうち、夢ホール耐震化等改修事業4億2,300万円、債務負担行為3億5,336万3,000円も予定をされています。しかし、10月には消費税10%への増税が予定をされています。このまま強行されれば、町民の暮らしも営業も大打撃を受けることは明らかであります。2014年の消費税8%への増税による家計消費や実質賃金の落ち込みがいまだに回復していません。財界は、便乗値上げの批判を避けるためと称して政府に申し入れ、政府は事前に値上げの指針を通知し、食料品などが既に業界団体ごとに値上げ実施となっています。家計への影響が既に出始めています。しかし、町としての対応策は何ひとつ検討されていないことが明らかになりました。

第2に、基幹産業である農林水産業への対応の問題であります。TPP等への対策として、大規模化への対応が目立ち、小規模、家族経営への対応が極めて不十分と言わなければなりません。さらに、森林環境譲与税が今後、森林行政の大きな負担となることも危惧されるところであります。何らこの対応策も検討がなされておりません。

第3に、目標額が1億円とするふるさと納税の問題であります。根本的な問題の一つとして、所得が高いほど寄附上限額が高く、減税額も返礼品も高額となる特性を持っています。高所得者こそが優遇されることとなります。返礼品事業は6,000万円に迫ろうとしているのに、適切な事業運営と必要な要綱などの整備が不十分であります。

第4に、組織の見直しを行い、地域課題に対応するとしていますが、おんせん天国室で温泉活用を図ると言いながら、泉源調査の目的や意義も明確にできない状態です。防災安全室は、これまでの町民課でどこが問題で何ができなかったのか、防災安全室で何をなすのか不明確なままであります。2室を設置することが目的化されているのではないと思われるほどであります。室の設置を言うのなら、巨大風力発電事業対策室を設置し、環境や人体などに与える影響などを調査研究し、情報収集も含め、住民周知を図ることこそ緊急に求められていることではないでしょうか。

第5に、牧場公園施設整備事業の公園ゲレンデの人工芝を撤去し、新たに天然芝に張

りかえる事業は、必要で大事な事業ではありますが、当然、県費で実施すべき事業であります。来園者の安全確保のためだと説明もされています。緊急性を要する事業でもあり、県としての責任を果たすよう求めることこそ我が町の役割であります。

第6に、すぐれた人権教育を進めている町と自負されておりますが、対象地域が存在しているから解放学級を継続するなど、特別対策等の成果を正当に評価せず、時代に逆行している施策と言わざるを得ないものであります。

第7に、大型予算の背景には、財政調整基金30年度末の残高見込み額が18億300万5,000円、31年度末では12億3,351万3,000円となる予定となっております。決して取り崩してはならないというのではなく、どのような財政見通しや財政計画を持っているのか明示されるべきではないかということであります。

最後に、町長の政治手法の問題であります。昨年の出産入学祝い金等や、31年度の主要施策である室の設置、夢ホール耐震化等改修事業など、どの進め方も議会との協議調整を図りながら進めようとしているとは言えず、あえて申し上げるなら、独断専行ではないかと思われれます。住民の目線とか、住民に寄り添うと言われるなら、議会との協議を大切にされるように付言をしておきます。また、少子高齢化、人口減少問題は、極めて深刻な問題であります。資本主義が高度に発展するにつれて、人口の過密過疎化現象を生み、自然環境への弊害も極端に進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測では、100年後、2115年には5,055万人になると予測をしています。100年前の人口が、1909年、5,025万人であり、100年後に、今から100年前の人口に戻る予測となっております。将来を見通した施策と、慎重な行政執行が求められていることは明らかであります。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） では、ほか、討論がありましたら。反対討論。（発言する者あり）

では、反対討論の発言を許します。

8番、小林俊之君。

○議員（8番 小林 俊之君） 平成31年度一般会計予算への反対討論をいたします。

以下、2点について反対をいたします。

まず、新年度予算は過去最大の額ではありますが、財政運営の危機を感じます。地方交付税の想定額を高くし、毎年していた基金積み立てをやめてつくった予算です。当局みずからが提案していた財政計画より膨れ上がった予算であり、なおかつ浜坂認定こども園改修の補正予算も迫っています。今後にわたり、大幅な基金の取り崩しが予想され、財政運営が一層厳しくなることは目に見えています。

次に、夢ホールの耐震補強と設備改修工事に2年をかけ、約7億8,000万円が計上

されています。これほど多額の費用をかけるなら、新しい場所に建設すべきです。文化ホールは文字どおり文化の拠点であります。体育館を改造し、再び改造するより、新温泉町の文化の拠点として新しくつくるべきです、全ての町民が集いやすい場所に。今なら有利な起債ができると思いますが、お金よりも大切なものがあります。それは文化であり、教育です。目先のことを解決しようとするばかりに、将来展望という大切なものを見失わないようにすべきです。今、性急に改修するのではなく、町民の意向をしっかりと確かめてからにすべきだと提案して、反対討論といたします。以上です。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、これで討論を終わります。

これから平成31年度新温泉町一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数です。12名。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号 から 日程第12 議案第41号

○議長（中井 勝君） 次に、日程第3、議案第32号、平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第33号、平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第34号、平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第35号、平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第7、議案第36号、平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第8、議案第37号、平成31年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第9、議案第38号、平成31年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第10、議案第39号、平成31年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第11、議案第40号、平成31年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第12、議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

池田委員長。

○予算特別委員会委員長（池田 宜広君） それでは、予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に付託をされました議案第32号、平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計

予算についてまでの10会計につきまして、3月15日に予算説明を受け、19日の委員会において審査を行いました。審査の結果につきましては、一般会計と同様に、議長を除く15名の議員で構成する委員会でありますので、詳細については省略し、審査結果のみを報告をいたします。

まず、議案第32号、平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号、平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第34号、平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算の2会計については、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第35号、平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算、議案第36号、平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算、議案第37号、平成31年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算、議案第38号、平成31年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算、議案第39号、平成31年度新温泉町水道事業会計予算、議案第40号、平成31年度新温泉町下水道事業会計予算の6会計については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略をいたします。

池田委員長、御苦労さまでした。

それでは、これから会計ごとに討論、採決を行います。

議案第32号、平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてお諮りをいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成31年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、議案第33号、平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第33号、平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をそれまで加入していた医療保険から切り離し、強制加入で差別的医療を強いる制度であります。兵庫県後期高齢医療広域連合は、2017年度から段階的に低所得者などの保険料軽減措置を廃止してきています。この平成31年度、残されていた保険料の均等割を9割と8.5割に軽減する特例措置を廃止して、7割軽減に戻します。年金収入が80万円以下、いわゆる所得ゼロの人は、9割軽減で年間の保険料は4,885円だったのが、31年度は2倍の9,771円になり、32年度から1万4,656円と3倍になることが既に決定されています。年金収入が168万円、所得33万円以下の人の保険料は現行7,328円で、31年度は据え置かれ、32年度から1.5倍の1万9,920円、33年度からは1万4,656円と2倍になることが決定されています。消費税10%への増税が予定されるもとで年金は引き下げられている、そういう状況のもと、低所得層に過大な負担となる制度改悪に連動する特別会計であり、反対といたすものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから平成31年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数です。13名。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号、平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、これから討論に入ります。討論はありませんか。（発言する者あり）

それでは、まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第34号、平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について反対の討論を行います。

介護保険料は、昨年第7次計画とあわせて改定をされています。30年度は、年収383万円以上の人の介護利用料の3割負担の導入、福祉用具のレンタル制導入による毎年の上限価格設定、介護保険と障がい者福祉の事業所による共生型サービスの創設などが始められています。32年度に向けて、利用料の原則2割負担化、施設の食費、部屋代を軽減する補足給付の試算要件に宅地などの固定資産を導入する、一定額以上の預貯

金がある場合は給付を停止すること、また、ケアプランの有料化、要介護2以下の人のサービスを地域支援事業へと落とし込むなどが検討をされています。負担増や給付抑制をさらに進めようとしています。消費税10%への増税が社会保障財源にならないことを如実に物語っており、また、全ての高齢者が尊厳ある老後を過ごせるように、家族介護のおもりから解放されることなどを主な目的として導入された介護保険制度であります。国がその主要な責任を果たすことを強く求め、反対討論いたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

これから平成31年度新温泉町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号、平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成31年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号、平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成31年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 37 号、平成 31 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成 31 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 38 号、平成 31 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成 31 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 39 号、平成 31 年度新温泉町水道事業会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成 31 年度新温泉町水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 40 号、平成 31 年度新温泉町下水道事業会計予算についてお諮りいたします。討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから平成31年度新温泉町下水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それでは、反対討論をいたします。議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてでございます。

反対の理由は、この間の病院関係者の経営改善への努力は評価いたします。しかしながら、平成30年に提出されました財政計画によると、平成31年から平成35年までの間の経営改善補助金については、8億1,700万円と大変な金額を予定をしているわけであり、この金額が町財政に与える影響を考えると反対せざるを得ないところでございます。以上であります。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第41号、平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について賛成の討論を行います。

国の医療介護一体化政策と医療費介護費用抑制策が進められるもとで、病院の統廃合、病床数の削減、入院抑制や介護抑制が推進されています。公立浜坂病院は、地域医療、保健、福祉、介護の中核的な役割を果たしている、なくてはならない施設であります。そもそも憲法13条は、国民の生命、自由、幸福追求に対する権利については、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とするとあります。これは幸福追求権とも言われております。第25条は、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められています。生存権、つまり人間らしい生活を送る具体的な手だてを求める権利であります。ここに国及び地方自治体が病院や介護施設を設置しなければならない義務が明示をされております。

幾ら予算がかかるからといって、命にかかわるお金を節減するということが本当に求められることではありませんか。良好な医療と介護を提供する浜坂病院とささゆりを維持する予算は、最優先で確保されなければならない予算であります。同じように、上水道や下水道事業にも一般会計予算から繰り出しをする理由は同じ理由であります。したがって、この間の赤字補填に対する一般会計からの繰り出しは当然の義務を果たす行為であり、必要な、認められることでもあります。極めて困難な条件のもとで奮闘されてい

る浜坂病院及びささゆり職員の皆さんに敬意を表し、賛成討論といたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから平成31年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第42号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第42号、町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道健康公園線災害復旧工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） このたびは、公共土木施設災害復旧事業の健康公園線の災害復旧工事に係ります2議案の追加上程をお願いするものでございます。

それでは、議案第42号の町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約の締結につきまして御説明させていただきます。

この町道健康公園線は健康公園に接続します町道で、一昨年平成29年10月に発生いたしました台風21号の豪雨によりまして、法面が崩壊しました。公共土木施設災害復旧事業として復旧工事を施工してるところでございます。

説明に際しまして、審議資料の追加ナンバー1の83ページの資料をごらんいただきたいと思っております。資料の左上になりますが、工事概要を記載させていただいております。工事概要といたしましては、復旧延長57メートル、幅員7メートルの道路法面の復旧工事で、主といたしまして補強土壁によります法面の復旧工事でございます。平成30年6月に入札を行いまして、同月の6月の議会で請負契約の議決をいただきまして工事に着手したものでございます。受注者が山陰道路株式会社、契約日が平成30年6月26日、工期は平成31年3月28日でございます。契約金額につきましては7,301万

3,400円、このたび1,063万5,840円を減額いたしまして、6,237万7,560円に変更をお願いするものでございます。

次に、ここまでの経過につきまして、資料の右側の上でございます項目で説明させていただきます。平成30年6月27日に工事を着手いたしまして、施工に当たりましては、当該町道と関連がございます地元や、それから健康公園、またログハウスカナダなどとイベントや宿泊状況を確認しながら工事を進めてまいりました。準備工事を終えまして、8月23日から補強土壁のための床掘りを開始いたしました。昨年の夏は豪雨や台風が数多く発生する中でしたが、工事は順調に進捗いたしまして、11月12日には深さ13メートルの3段切りの床掘りが無事に完成いたしました。それで、いざ補強土壁へ向かおうとするさなかでございました。次の日の11月13日に、突然想定外の湧水が床掘りをいたしました法面の3カ所からにじみ出て、法面の一部が崩れ出しまして、湧水がにじみ出しては法面が徐々に崩れていくという状況になりました。同日の13日には、この状況を兵庫県の道路街路課に報告をいたしまして、対応について協議を開始し、新温泉土木事務所にも指導をいただきながら、その対策工事として、11月20日から碎石で押さえ盛り土を行いまして、崩れた法面につきましては袋詰め玉石工を施工し、12月12日に応急対策工事を完了いたしました。せっかくの応急対策工事で押さえ盛り土をいたしましたので、手戻り工事が極力少なくなるようにということで、押さえ盛り土の碎石をそのまま本復旧に利用できるようにということで、応急対策工事の協議のときに、あわせて本工事の重要変更協議ということで、工法変更につきましても協議を行っておりまして、再度その具体的な協議のために、12月28日に県庁の道路街路課に出向きまして重要変更協議を行いました。県との協議後、すぐに国土交通省へ重要変更協議に行きたかったのですが、兵庫県からなかなか結論が出してもらえず、工法変更が協議中のため、また現場も動かすことができないという状況が続きました。そのうちとうとう、3月末の工期までに工事が完了しないということで、困難な状況となりました。そのため、年度繰り越しをするための協議も必要となりました。2月6日に大阪の財務省近畿財務局と協議を行いました。今回、この工事につきましては2回目の繰り越しとなりますので、通常の明許繰り越しではなく、事故繰越という手法での協議となりましたが、1回目の協議では、これでは資料が足りないよということがございまして、再度資料をつくり直しまして、2月20日に2回目の協議を行いました。いろいろ説明させていただく中ではありますが、湧水だけではなかなか理解してもらえず、近畿財務局の最終的な結論は事故繰越ということにはなりませんでした。しかしながら、工事がおくれた理由といたしましては理解できるということで、財務省のほうも今度は国土交通省へ協議するようということで指示をいただきまして、国土交通省と協議するための資料をつくりまして、2月22日に兵庫県へ提出し、県から今度は国土交通省防災課のほうに協議をしていただきました。それで、やっと兵庫県から方針の決定の連絡をいただきましたのが、この3月議会の初日になります2月26日の昼前でございま

た。その手法といたしましては、この工事の平成31年3月末までの出来高見込み分を今の29年度の繰越予算で執行いたしまして、その残りの工事分は平成30年度の補正予算を新たに立てて執行するようという事で、今回の工事請負契約を2年間分に分割して、平成29年度予算と平成30年度補正予算で執行するようという事で指示がございました。国の国費でいいますと、既に交付を決定いたしております平成29年度の国費と、新たに過年度分として平成30年度分の国費を割り当てるという事で交付するので、その国費をもって、町も平成30年の予算として歳入歳出の補正予算を立て、今回契約変更で減額する残りの工事分でございますが、金額が1,063万5,840円を新たに契約をし直して、そのまま31年度へ繰り越して工事を完成するというものでございます。なお、国費の裏財源といたしまして、兵庫県の市町振興課にもすぐに対応いただきまして、災害復旧事業債をつけていただくことができました。

なお、今回の契約は減額となりますが、それは平成29年度の繰越予算でございますので、予算補正ということにはございません。その減額分につきましては不用額として扱われることとなります。今回の変更内容の最終的な年度区分や金額内訳などが決定いたしましたのが2月27日となりましたので、事前に議案に上程することができず、急遽、工事請負契約の変更と補正予算の追加議案2件をお願いするものでございます。

それでは、審議資料の84ページをお願いしたいと思います。事故発生の原因と応急対応ということでございますが、まず、資料の左上をごらんいただきたいと思います。原因といたしましては想定外の湧水ということで、床掘りの法面が崩落したということで考えておまして、以下に想定外の湧水について記載させていただいておりますが、これは土質専門のコンサルの分析の結果でございます。今回の湧水は、事前のボーリング調査では想定することが困難であった。また、床掘りの掘削期間中に台風24号などの豪雨もありましたが、このときには湧水は発生せず、崩落することもございませんでした。また、今回の湧水は変則的なものということで、突然に発生したということでございます。以上のことから、想定外の湧水であったということでございます。

次に、応急対策でございます。左下の横断面図をごらんいただきたいと思います。緑の線が床掘りの線でございます。床掘りは3段で約13メートルの深さでございます。青の矢印が湧水が発生した箇所になります。バックホーの絵の右側に床掘り後の崩落線を破線で記載させていただいておりますが、この崩落線をとめるために、応急対策工事が袋詰めの玉石工でございます。それから、床掘りの1段の高さが5メートルとしております。この高さでございますので、一番下の床掘りの底面からはバックホーが届きませんでしたので、下段の法面の押さえと兼ねてバックホー用の足場をつくっての作業となりました。この応急対策の効果がありまして、その後、崩落は拡大することなく、今は安全に工事を進めております。右側上の平面図でございますが、赤でハッチングさせていただいたところが湧水が出た箇所になります。また、その下の写真が応急対策後の写真となります。なお、この応急対策工事でございますが、兵庫県との協議の際に、こ

の応急対策工事については補助災害としては一緒に扱わずに、別にして、町の単独の工事とするようということで県から指示がございまして、別工事で契約して工事を行っているものでございます。

次に、このたびの変更内容ということで、審議資料の 83 ページに戻っていただきまして、左下の変更理由をごらんいただきたいと思っております。変更理由といたしましては、先ほども説明させていただきましたとおり、国費の年度割り当てが変更となりまして、契約内容を変更後の平成 29 年度国費相当分に変更減するというものでございます。経過の説明の中で申し上げましたが、30 年度内の工事完成が困難となったことから、その処理方法として、国から指示がございましたとおり、国費の年度割りを変更するというものでございます。法面の標準断面図で説明させていただきますと、左上側の赤字で書かせていただいております国費の年度割り当てと旗上げをさせていただきますが、その下の黒字が変更前、赤字が変更後ということになります。当初は、平成 29 年度国費の繰越予算で全てを完成させる予定でしたけども、国からの指示で、国費の年度割り当てを平成 29 年度と平成 30 年度の 2 カ年に分けるというものでございます。そのため、29 年度分を減額しまして、残りは平成 30 年の国費を割り当てるというものでございます。金額的にいきますと、当初の請負額が 7,301 万 3,400 円で全体を完成させるというものでしたが、変更後の請負金額は平成 31 年 3 月末の完成見込みということで 6,237 万 7,560 円ということで、減額となります 1,063 万 5,840 円は平成 30 年度の補正予算で契約して、31 年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

また、右側の変更内容につきましては、標準断面図で説明いたしますと、下からおおむね補強土壁までが平成 29 年度繰越予算で執行する内容となります。また、補強土壁から上の赤い部分ですけども、それがアスファルト舗装工、また U 字型の水路工が平成 30 年度の国費でこのたびの補正予算での対応ということでございます。

後先になりましたが、崩落事故の状況が右下の写真となります。池のようになってますけど、真ん中のほうに崩落の土砂が写っておるところでございます。床掘りを完成した後に法面崩落があったということでございまして、被害につきましては、3 カ所の法面崩落以外は、人的、物的被害はございません。崩落の延長につきましては 2 段目が一番長くて、19 メートルでございました。

それでは、審議資料の 82 ページをお願いいたしますと思っております。このたびの契約変更の内容を説明した資料でございますが、重複いたしますが、今回の変更内容について説明させていただきます。1、変更理由、国費の年度割り当てが変更となったため、契約内容を平成 29 年度国費相当分に変更をいたします。2、変更内容、変更前が、補強土壁工 459 平米、ふとんかご 168 枚、地下排水工 170 メートル、アスファルト舗装工 261 平米、U 型水路 125 メートル。変更後、補強土壁工 459 平米、ふとんかご 168 枚、地下排水工 170 メートル。これは平成 29 年度国費相当分ということで

ございます。なお、アスファルト舗装工、それからU型の水路につきましては、平成30年度の補正予算で契約して31年度へ繰り越すというものでございます。3、契約金額ということでございますが、当初請負額が7,301万3,400円ということで、平成29年度の繰越予算で契約しているものでございます。今回変更金額、1,063万5,840円減額ということで、この減額につきましては平成30年度の補正予算で対応ということでございます。なお、この変更するものにつきましては、5,000万円以下ですので議決を要するものではございません。それから、変更後の請負額につきましては6,237万7,560円でございます。

それでは、議案の本文に戻っていただきまして、議決事項でございます。1、契約の目的、町道健康公園線災害復旧工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約の金額、1,063万5,840円の減。全体額6,237万7,560円。4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町三谷132番地、山陰道路株式会社、代表取締役、株本高志。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 十分な説明を受けましたので内容はようわかったんだけど、その変更協議に当たる期間がすごく長いと違うか。これが、結果論だからどうしようもないけど、平成30年11月23日に道路街路課と変更協議して、対策工事同時に進行してね、もうこの段階ではこの変更せんなんいうことがわかつたのにね、結果が出たのが2月何日だったのかな、2月6日だったか、いつや。とにかく長過ぎる気がするね。この協議期間で十分工事できとったん違うんかなという気がします。結果的には1,000万何がしのやつを送るということで、全体の工事と変わってませんからね、それは早いことしてくれたらええっていうことがあるけど、行政の手続の中でちょっと長過ぎる気がしますね、本当に。

これ次のこと。現場で湧水が出たと。それは表現として変則的なもん、突然に出たということであったんだけど、このことっていうのは今後も多分継続するんじゃないかなと。その排水対策っていうのはこの中でできてるのかなということを聞きたいと思います。

それと、別工事で発注って言ったんだけど、別工事のことは全く予算とか、どんな事業費だったかっていう説明がなかったんだけど、それはもう既に、どう言ったらええ、結果として別工事でやってくれて言われて、年度内予算で予算の調整して予算確保して、工事はもう済んだということでしょうか。今までの補正の中にあっただけっていう気はしないんだけど。その辺ちょっと教えてもらおうかな。

それから、技術的なことですから、ちょっと僕もようわからんところがあるんだけど、要は今後に影響しないのかなということが一番気になる。もともとは水の少ないところ

ですからね、ここはね。湧水の活用がもしか図れたらもっといいなっていう気もするし。ちょっと取りとめもなく質問しましたけど、答弁ください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 議員おっしゃるとおりで、協議に大変な時間がかかっています。工事安全にしないといけないということがございますが、この事故繰越にするためにいろんな資料を、その間、県と協議をしながら、いろいろつくって提出をしています。いろいろな内容のパターンで出して協議をしていたということで、今回特に、地質の関係で専門的な知識が要ということもありまして、その調整に大変時間がかかってのこの長い調整ということになったところでございます。

それから、応急対策につきましては、平成29年度の繰越予算の中で執行をしたものでございます。別工事で契約をしています。

それから、排水対策につきましては、もともと湧水につきましてはの対策といたしましては有孔管を地下排水工を入れるようにしてございまして、83ページの左側の変更理由のところに図面がございまして、補強土壁と四角の白抜きのところ書いてありますところから左側に延びておりますものが地下排水工となりまして、湧水の対策としておるところでございます。それから、この湧水につきましては、もともとここが盛り土をしたところでございますので、もともとの地山でしたら、地層を見ましたらこの辺から湧水が出そうということ想定はできますが、もともと盛り土でつくっているところでございますので、そのボーリングだけではわからなかったという点がございました。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 湧水の今後に向けて、管をつけてちゃんと排水できるようになったということですから、それについてはいい。

もう一つようわからんのが、追加工事っていうか、その応急対策工事の部分が予算措置工事っていうのは、どの段階でしなったのかなと。今、説明では、繰越明許費の中で言ったのかな。繰越明許費っていうのはこの7,000万じゃないの、当初。そうか、ごめんなさい、6月に入札したときの価格か。29年度繰り越し、ちょっとペーパーも何もないからあれだけど、何ぼ繰り越しして7,000万になったんだっけ。要は、残った部分で発注したっていうことですか。その工事料なり、どれぐらいの金額だっていうことを言ってよ。何だ、それも質問したんだけど。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 平成29年度から明許繰り越しをさせていただいた予算の中での執行でございます。もともとの金額につきましては、ちょっと今手元にはございません。確認させていただきますが、この単独の工事につきましては、押さえ盛り土と玉石の袋詰め工ということで、金額といたしまして2,614万4,260円ということでございます。未契約繰り越しで執行してる内容でございます、全体のことですけれども。以上

でございます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 29年度の繰越予算でございます。1億5,157万円というところで、6件の工事をもって繰越明許をしたところでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） それは1億五千万円の中での繰越明許費の中で、2,600万円をつくってきたと。契約は6月だったんですね、この工事の。で、7,300万円を決めた。途中で水が出て工事して、応急工事ができる時の工事の、ごめん、ちょっとようわからん。契約変更はそれまでに、この工事の中でね、発生させんといけなんだ違うのかなと。結果的には、別工事でやれやっというのは、もう事後だが、事後。事後でそういう処置したらということじゃなかったの、県の協議なりって。応急対策工事を発注したとき、その後の予算措置としては、2,600万円というのはどっかの部分で工事の変更をせんといけなんだん違うのかなと、経過として。手続のことだからまあいいですけど、ちょっとその辺がね、何にも知らん中でずっと来て今の状態ですからね。だから、何か一つ手続が抜けとるん違うのかなと、そんな気がします。いずれにしても、もう1年近くなりますからね、1年以上になるのか、ぜひ、早期に完成するように意見しておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 繰越予算でやってきたところでございますけども、6月に議決をいただきまして、本体の工事はやっておりましたが、湧水によりまして、その対策として、工法の変更を含めて、契約もですね、設計ですけれども、変更するべきかということで県とも調整をいたしました。この補助のほうでは本体をつくり上げる部分の設計費ということで、この応急の工事はもう別で設計してやるようにということでの調整でございましたので、今回の結果ということでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今の説明いただいた中で、当初契約の内容としての部分については変更がないという形で施工がされたように私は受け取ったんですけども、局所的な湧水があれば、それに対する措置というものは応急だけ、今、盛り土の件だけ説明されたんですけども、湧水については追加で何らかの措置が必要だと私は考えるん

ですけれども、これは当初設計をされた設計者、どちらがされたのかわからないんですけども、そういったところと協議されて、この局所的な湧水に対する対応というものについて協議されてないような御説明だったように受け取るんですけども、そのあたりについて詳細な説明をお願いします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 専門の業者とも調整をしながら対策をしたところございまして、湧水が出て、法面が徐々に崩れてきたということでございました。その中で、経過も見ながら、一応湧水の根源といいますか、それが法面を切ったときに、たまっておった湧水が一気に出てきたというような、切ったことによって出てきたということで、その後次々に続いて出てくるんじゃないかって、期間を終えたらだんだん少なくなつたということでございまして、法面の対策としては玉石を袋詰めしたもので法面を保護していくということですし、それから下の部分には碎石で押さえ盛り土をして湧水には備えとるとということでございまして、その後、安定して、湧水が出なくなったと、少なくなつたということでございまして、今、工事も安全に進めているという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 説明いただいた83ページの左下の断面図は、当初設計の断面だと私は認識してるんですけども、局所的に湧水があってそれがたまつたもののだとしても、たまつたことについては理由があると思うんですね。それは、上層部での流れの中でたまるという要素があつた。だから、一時的になつたとしても、将来また同じようにたまってくる、またはどこかから流れてそこに集まるという可能性としては排除できないと思うんですね。そうすると、その部分から、当初予定されてた排水路に充てて、水が流れやすくするという措置というのは必要ではないかなと単純に私は考えるんですけども、そのあたりについて、応急処置なり、今回の工事の中で検討されてないように考えるわけですけども、一時的に水がなくなって安定したという判断だけでそれはよかつたのか、そのあたりについて、今後、経過を見ながら検証していく必要があろうかなと思いますので、できたものを掘り返すということではなくて、何らかの形で変化が起こらないかどうか、これは完成後についても観察する必要があると思うので、ここでちょっと意見として申し述べておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 湧水もですけども、もともと地下水位も高いところございまして、この排水の処理につきましては、先ほどの地下の排水工によるものと、それから、済みません、補強土壁の3分の1ぐらひは碎石で押さえて、上の3分の2ぐらひが真砂土ということで、水は通しやすいようにということでの対応をしておるところでございますが、今後も工事につきましては、安全を管理して、しっかりした工事にするように考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今、埋め戻し土について碎石等をということで説明いただいたんですけども、そうすると単価の変化が出てくるというふうに考えるわけですけども、単純に考えれば、増の変更の可能性があるので、それについては企業努力に任せてしまったということでしょうか。それについてお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） 先ほど申しましたが、もともと地下水位が高かったということで、もとの地下水も排水できるようにということで、当初からの設計のとおりでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。35分まで。

午前10時18分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

日程第14 議案第43号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第43号、平成30年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成30年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 輝之君） それでは、議案第43号、平成30年度新温泉町一般会計

補正予算（第8号）について説明させていただきます。

先ほど町道健康公園線災害復旧工事請負変更契約で説明させていただきましたとおり、平成29年災害の町道健康公園線災害復旧工事の30年度の国の割り当てにつきまして、30年度の現年予算として補正の増額をお願いするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。事項別明細書4ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧事業費、1,063万6,000円の増額をお願いするものでございます。15節工事請負費は、先ほど工事請負変更契約で御説明させていただきました平成29年発生 of 町道健康公園線災害復旧工事に係る30年度割り当て分といたしまして1,063万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。歳入でございます。14款1項2目災害復旧費国庫負担金、345万8,000円の増額をお願いするものでございます。町道健康公園線災害復旧工事に係る過年度発生災害の国庫負担金として交付していただく公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金、また21款1項10目の災害復旧債につきましては、国庫負担金の裏財源として充当していただくもので補正をお願いするものでございます。なお、災害復旧債の説明欄にあります現年発生分の460万円におきましては、設計委託料の財源としておりました地方債を、県との協議によりまして補助災害復旧事業から単独災害復旧事業へ振りかえをするものでございます。

また、予算書の表紙から3枚めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。第2表で繰越明許費の追加としまして、このたびの公共土木施設災害復旧事業費の補正予算額1,063万6,000円を、そのまま平成31年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次の4ページをお願いいたします。第3表でございます。地方債補正でございます。先ほどの歳入で増額をお願いいたしました災害復旧事業債の増額補正によります限度額等の補正でございます。今回の補正額640万円を加えた1,530万円といたすものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、総括一括でお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号

○議長（中井 勝君） 日程第15、議案第20号、教育長の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 昨年、前教育長、岡田耕司氏は、平成30年12月31日をもって辞職いたしました。よって、後任の任命を必要とするものであります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 改めて提案説明をお願いします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） このたび教育長の選任についてお願いをいたしたいと思っております。

まず、住所、西宮市甲子園口4丁目1-11-202、氏名、西村松代様、昭和33年7月31日生まれであります。経歴について少し御紹介をさせていただきます。西村松代氏は、新温泉町出身であります。最終学歴、武庫川女子大学文学部教育学科体育専攻であります。卒業後、病院勤務を経て、翌昭和57年、西宮市公立学校教員となっております。その後、57年8月より西宮市教育委員会校外学級専任指導員をお務めです。平成19年4月は宝塚市立高司中学校教頭となられ、平成21年4月は宝塚市立西谷中学校教頭、さらに平成23年4月は宝塚市立西谷中学校校長、そして平成28年4月、宝塚市立宝塚第一中学校校長、ことし、平成31年3月31日付をもって退職予定であります。なお、西村松代氏は、浜坂高校出身であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 二、三質問したいと思っております。

この西村さんですが、地教行法4条、任命という中で、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると、こういう基本の任命の原則があるんですが、ここの住所を見ると、西宮市甲子園口という住所であります。それからいえば、簡単に言えば、本町の住所を持っていることが第一原則と思うんですが、それはどう理解したらいいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現職、校長先生であります。4月1日をもって住所を新温泉町に移す予定になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） そのことは、これだけの重責をお願いする方ですから、住所は事前に変えるとか、せめてこの議案が出るときには住所が変わってるっていうようなことっていうのはできなかったのかなど。その予定です。でも、予定が狂って、例えば住所移転ができなかったと。例えば病気になったりとか、急に。そんなことのあるときは、選任される人の要件が変わるといようなことっていうのは想定としてはあり得るんじゃないかという気がするんですが、それについては、町長、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、本町で副町長をしていただいております田中副町長におきましても、このように対応いたしておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） ただいま質問の関連でございますけれども、例えば町長であったり、教育長も同様ですが、住所要件というのはないということですので、住所が必ずしも新温泉町になければならないということはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

そのほか質疑。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 町長がこの方ならということで任命をしたいと御希望なので、ちょっと二、三お伺いしたいと思います。

まず、この西村氏に関しては、現在本町に住所をお持ちではないということで、本町の教育行政を取り巻くこの現状というのをどのように捉えていらっしゃるのか。そしてまた、例えば大きな問題を抱えております認定こども園2園の問題、また、保育の行政を取り巻く環境の中では、保育士の年齢構成が非常に偏っていて、臨時職員が半数以上というような状態、今後どのように対応されるお考えをお持ちなのかなというところをお伺いでしたら、お聞かせください。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 女性ということで、女性ならではのきめの細かい教育行政はで

きると思っております。さらに、新しい考え方で、これまでの懸案事項、それから将来のまちづくりに向けて、力を発揮させていただけるものと思っております。以上であります。

○議長（中井 勝君） 認定こども園とかいろんな諸問題について、どう聞かれていますかというような問いだったと思いますけど。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 今言ったとおりであります。新たな視点で、いろんな目線でもって対応できると思います。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） いいんです、そういう観点でこの方を選ばれたというのは全く私のほうからどうこう言うつもりもないんですが、前任の岡田教育長が体調不良を理由に辞職されました。体調不良の詳細については伺っておりませんが、それだけ重責のある職であると我々も認識しております。その中で、あえてこの地域の方でない、長年こちらに住まわれた方でない方を任命したいと言われるに当たっては、当然この地域にとってもリスクがあると思うんです。この地域や現状を存じ上げているかどうか、それをもってこの任命を受けられるような方でしたら、ああ、なるほど、新しい視点で問題解決に当たってもらえるというふうに感じるんですが、町長は、先ほど私が申し上げたような事例を、この西村松代氏にまず説明されたかどうかをお伺いしたい。そしてまた、そのときの西村氏の対応、諸問題、それは前任の教育長が退職されるほどの大きな問題を抱えてるわけですから、一朝一夕に解決できるような回答をお持ちではないかと思いますが、町長がお話しになられたかどうか、そして、それに対する西村氏のお考えというものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 町の内容を知っていないのではないかとこの御質問だと思います。確かにそういった面の心配はあるかと思えます。一方で、しがらみが少ないという利点も当然あると思っております。そういった点で、幅広くいろんな観点でこの現状を認識していただいて業務に当たっていただきたいと思っております。説明はしたかというのは、きょう選任後、一定の御理解はしていただいていると思えますけど、選任をいただく中で、改めて詳しく説明をする予定になっております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） もう1回残ってますので質問したいんですけど、この新教育長について、平成26年7月17日、文科省の文書第490号で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律について（通知）というもんがありまして、これは文科省から各県なり市町村に文書として出てるんですが、その2留意事項、通知の中の一節に、教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に

鑑み、新教育長の資質、能力を十分にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を図ることが考えられるというようない例が示されております。今回のこの候補者ですけど、ほとんどの人が余りよく知らない、本町生まれということは出身ということで書いてありますから、僕もちょっと聞いてみたら、浜高ソフト部のキャプテンでピッチャーしてたと、そんな同級生のお話を聞いたんですけど、要は、この人が高潔で教育行政にたけてる、そういうことを、経歴見たらっていうこともあるんですけど、これ以外に町長がこの人を推薦というか任命したいという部分をもう少し明確に。さっきの文科省の通知を含めて、僕はもっと説明すべきという気がするんです、いつも顔見てる人だったらわかるんですけど。特にこういう方ですから、そういう努力が必要ではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 何名かの同級生、それから友達、確認しました。非常に性格も真っすぐしている、体育会系、非常に物事の判断もいいということも聞いております。そういう中でもって、今回の提案に至っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 総務課長が言われた、この第4条の、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でという、こう書いてあるわけですね。これではないんでしょうか。あなたの言われるいわゆる被選挙権なりは関係ありませんよっていうようなあれがどこから出てくるのか、ちょっとその点だけ聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 仲村総務課長。

○総務課長（仲村 秀幸君） ここで書いてあるのは、地方公共団体の長の被選挙権を有する者でってということで、先ほど申し上げましたとおり、書いてあるとおりで、日本国籍を有して25歳以上ということだけでございまして、その住所要件を要しないということとございまして。この要しないといいますが、この件につきましては、団体の住民の意思の反映という点につきましては、任命権者である町長、これが住民から選挙されているということ、それとあわせて任命に同意を与える議会の議員が住所要件を必要とし、かつ住民による選挙されているということと足りるという理解とございまして。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

14番、竹内敬一郎君。

○議員（14番 竹内敬一郎君） 本人の家族構成と、4月1日付にどこの住所になるのか、予定がわかれば教えてください。

○議長（中井 勝君） 竹内議員、そういうプライベートな部分は。

○議員（14番 竹内敬一郎君） わかりました。

住所もだめですか。

○議長（中井 勝君） 住所。（「住所出てますよ」と呼ぶ者あり）今後の住所。
西村町長。

○町長（西村 銀三君） 新温泉町伊角であります。

○議長（中井 勝君） そのほか。
9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 皆さん議論されているとおりなんですが、私も、前任者が大方の教育関係者あるいは教育を知っている皆さんが予想されなかった教育長でありました。今回、非常に重責であるというもとの、全くこちらで教育に携わられた方ではないということですから、その人柄も、どういう人となりなのかということも全くわかりません。ですから、言われております判断要件がほとんどないわけですね。そういうもとの、本当に私たちが何を基準にして認定すればいいのかと、任命同意すればいいのかということを苦しむわけですね。もう少しそういうことも説明をいただきたいなというふうに思います。

それから、この経歴を拝見すると、やっぱりほとんど教育現場で働いていらっしゃる方です。前任者もそうであったと思うんですね。ですので、やっぱり教育行政と教育現場の長といえども、教育現場で働いていらっしゃる方というのは、やっぱり新しい任務については大きなギャップがあるのではないかと思うんですね。ですから、また任期途中で退任などということを行うのは全く失礼になるわけですが、そういう心配もされるわけですので、やはりもう少し、どういう話し合いをされて、この人ならと町長が判断されたのか、そのあたり、もう少し具体的に示していただきたいといます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この西村松代氏には、先月、宝塚第一中学校に行って、お話をさせていただきました。それまでも御本人に何度かお会いして話をいたしております。当初、主事というふうな思いでおったんですけど、話をする中で、やはり民間の病院におられたり、それから教育委員会におられたり、そういう学校現場を体験する中で、非常に知識も苦勞もされているということをお話の中で聞いております。そういった中で、今回の選任に出させていただいたということでもあります。具体的にどうこうという中身については言えないわけですが、お話をする中で信頼するに、立派な方だと判断をいたして、今回提案をいたしております。

それから、民間、それから学校の先生、そういう民間という考えも当然あるわけですが、教育行政、生涯教育も含めて、一般の学校以外のいろんな教育関係もたくさんあります。以前から私も学校の先生が教育長という、そういうものではないという思いも持っておりましたので、いろいろ考えたんですけど、このたびに当たっては、やはり学校の先生を経験されている方をお願いしたほうがいい、そんなように判断をいたしております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 教育現場が但馬の教育現場ではなくて、西宮なり宝塚なりということで、人的な結びつきもないところに異動されてきて教育長ということになるわけで、やっぱり行政のトップというのは、人的結びつきというのも大事なことだと思うんです。ですので、そのあたりがむしろ御本人が苦しまれる要素になるのではないかと思うんですが、町長はどのような判断をなされたんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 人的つながりにもいろんなつながりがあると思います。いい意味でも悪い意味でも、やはりつながりがあって、いい面、それから悪い面、しがらみという、そういうことも言えると思います。改めて、新たな視線で町の教育行政を担っていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと経歴のところで、昭和57年8月より西宮市教育委員会、校外学級専任指導員と。これはどういう、いわゆる職責なんんでしょうか。内容的にわかればちょっと教えていただけませんか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 内容についてはお尋ねをいたしておりません。

○議長（中井 勝君） そのほか。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑ないようであります。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

それでは、これから採決を行います。

この採決は、投票という声がありました。2人以上の議員から投票の表決の要求がありましたので、会議規則第81条第1項の規定によって、投票により採決をいたします。

それでは、この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は、議長を除く15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、岩本修作君及び12番、浜田直子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。なお、投票において賛否を表明しない投票及び賛否が明らか

かでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。皆さんありますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前を申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	池田 宜広君	2 番	太田 昭宏君	3 番	岩本 修作君
4 番	阪本 晴良君	5 番	森田 善幸君	6 番	中井 次郎君
7 番	重本 静男君	8 番	小林 俊之君	9 番	谷口 功君
10番	宮本 泰男君	11番	河越 忠志君	12番	浜田 直子君
13番	平澤 剛太君	14番	竹内敬一郎君	15番	中村 茂君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岩本修作君、浜田直子君の開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成7票、反対8票です。

以上のとおり、反対多数であります。よって、本案は、同意しないことに決定しました。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

.....

日程第16 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

.....

日程第 17 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第 17、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたします。

第 93 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 2 月 26 日の開会以来、本日まで 25 日間にわたり、平成 31 年度当初予算、条例改正、教育長の人事案件など重要な案件について審議してまいりました。審議に当たりましては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その精励に対し、深く敬意を表します。

特に、今回提案されました平成 31 年度当初予算につきましては、予算特別委員会を設置し、連日長時間にわたり慎重な審査をいただきました。この間、池田委員長には、委員会運営に御尽力いただき、厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう、強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため、御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 3月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、私どもの提案させていただきました議案に対しまして、長期間にわたり慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、御審議の過程において賜りました各議員の御意見、御提言等につきましては、その対応に十分留意しながら町政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

新年度を迎え、議員各位におかれましては、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康に十分御留意をいただき、引き続き本町の発展のために御活躍いただきますよう祈念申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第93回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時34分閉会
